

平成28年度第4回林野庁入札等監視委員会 審議概要

開催日及び場所		平成29年3月28日(火曜日)林野庁入札室			
委員		前原一彦(公認会計士) 石井麦生(弁護士) 近田直裕(公認会計士、税理士)			
審議対象期間		平成28年10月1日～平成28年12月31日			
審議対象案件		18件	うち、1者応札案件 8件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件		
抽出案件		4件 (抽出率 22%)	うち、1者応札案件 2件 (抽出率 50%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件 (抽出率 - %)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件	
		指名競争	公募型指名競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			工事希望型競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			その他の指名競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			随意契約	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
	業務	一般競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件	
		指名競争	公募型競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			簡易公募型競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			その他の指名競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			随意契約	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
		随意契約	公募型プロポーザル	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			簡易公募型プロポーザル	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			標準型プロポーザル	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			その他の随意契約	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
		物品・役務等	一般競争	3件	うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
	指名競争		- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件	
	随意契約(企画競争・公募)		1件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件	
	随意契約(その他)		- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件	
	(特記事項) ・抽出の4件については、落札率が低い契約、1者応札で落札率の高かった契約等を抽出した。				
	委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問 (詳細に記述すること。)		
回答等 (詳細に記述すること。)					
委員会による意見の具申又は勧告の内容		該当なし			
[これらに対し部局長が講じた措置]		□ □			

事務局: 林野庁林政部林政課会計経理第1班

(注)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。

	意見・質問	回 答
<p>委員からの意見 ・質問、それに対する回答等</p>	<p>抽出契約について 〔抽出番号1：平成28年避難指示解除準備区域等の林業再生に向けた実証事業（檜葉町）〕</p> <p>・落札率が高くなった要因と応募者が1者になったことに対してどう考えているのかご意見を頂きたい。</p> <p>・一般社団法人日本森林技術協会を代表とするJVが受注していますが、JVの相手先の日本環境調査研究所が単独で受注は出来ないのでしょうか。</p> <p>・この事業を総合評価落札方式にしたのは何か理由はあるのでしょうか。</p> <p>・双葉地方森林組合に再委託をしていますが、何をしているのでしょうか。</p>	<p>・落札率が高くなった要因は、当該事業の予算額が公表されているとともに、事業を順次発注する中で契約金額の公表しているためその差額から、およその予定価格が解るのではないかと考えています。また、応札者が1者となったことは、放射性物質対策と森林整備を一手に行える者が元々多くない中、避難指示解除が進むにつれ自治体等の発注する事業が増えており、現場作業員の確保が難しかったのではないかと考えています。なお、事業内容の単純化や、出来るだけ分かり易い仕様書を作る等対策を行っていますが、結果として、1者応札になってしまっている状況です。</p> <p>・日本森林技術協会は森林の調査を専門とする者で、日本環境調査研究所は放射性物質の解析等を専門とする者なので、どちらも単独では難しいのではないかと考えます。</p> <p>・森林内における放射性物質対策について、平成26年から実施してきていますが、森林内の放射性物質の挙動等については解明されていない点が多く、常に発信される新しい知見等を踏まえて事業を進める必要があるため、総合評価落札方式にしています。</p> <p>・人工林の間伐や作業道の作設などの森林整備です。</p>

〔抽出番号2：平成28年度きのご類の種菌の有害菌等調査関連業務〕

・この事業の目的は何なのでしょう
か。

・落札率が低いのですが要因は何だと
考えているのでしょうか。

・「トリコデルマ」という有害菌が
発生しますと椎茸の菌床から椎茸が
発生しなくなりますので、それを
出来るだけ防ぎ、適切な生産・流通
を図る為を実施しています。有害菌
が確認されれば、出荷時の改善に
ついて指導を行っています。

・予定価格は実際に検査して貰うた
めの人件費、物品、無菌ルームの賃
借料等を積み上げ方式で積算して
おり、実際の落札した積算は把握
しておりませんが、想像するに無
菌ルーム等の施設の使用料等を積
算していないのではないかと
思っています。

〔抽出番号3：平成28年度流域山地災害等対策調査業務（地震による亀裂等監視・分析調査）〕

・この入札は一旦、保留しているよう
ですが、何故なのでしょう
か。

・この業務は、具体的に伸縮計及び雨
量計を設置して、土塊の移動量と降
水量の相関関係を記録するとなっ
ており、難しくない業務と感
じるのですが、3者しか入札者が
ないのは難しい技術が必要
なのでしょう
か。

・契約期間が平成29年3月25日
までとなっていますが、継続して
調査をしなければなら
ないのではない
しょう
か。

・予定価格の他に調査基準価格を
設定し、その金額を下回った入
札の場合、事業が適正に履行
でき得るかについて調査する
こととしており、この入札
では最低価格で入札した者の
入札価格が調査基準価格を
下回ったため、落札宣言を
保留し、調査した後に落
札決定、契約となっ
ています。

・地震によって生じた無数の
亀裂を対象として行う調
査業務であり、一定の技
術が必要
です。

・経過観察が必要な業務
なので、次年度以降も同
様の契約を行
います。

<ul style="list-style-type: none"> ・材料費が計上されていますが、何なのででしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・伸縮計及び雨量計、それらの設置に必要な木杭、塩化ビニル管等の費用です。
<p>〔抽出番号4：平成28年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち「クリーンウッド法」体制整備等事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募している3者のうち、株式会社東京リーガルマインドは司法試験の学校だと思うのですが、何故応募しているのでしょうか。 ・クリーンウッド法というのは、違法伐採を止めさせるための法整備でしょうか。 ・この事業は合法木材を使用するための登録業者をまとめるためのものでしょうか。 ・この事業を受注するとこの登録業務を継続的に受注することになるのでしょうか。 ・収支予算の内容を説明して頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業への参加資格において、特に業界に関する制限を設けてはいません。 ・木材生産国の制度において合法的に伐採された木材の利用を促進し、最終的には違法伐採された木材の利用を止めていくよう努めていくものです。 ・合法木材を利用するために法律の中で木材関連事業者の登録制度が新たに設けられており、国が登録を行う登録実施機関を作るための準備のための事業です。登録実施機関は法律の中で、ISOその他の登録実施業務を適正に実施することができる者と決められており、具体的にどのようなものであるのかをこの事業の中で検討して頂きます。 ・登録実施機関を登録するのは国になりますので、国が登録するための基準等を作っていただいているということですので、受注者が登録業務をを実際に行うことはないと考えています。 ・再委託は、広報事業を行います。役務費については、広報事業の中で再委託で行うものと、事業者が自ら行うものがあり、事業者が自ら行うものの経費が計上されています。また、使用料及び賃借料については、広報事業の中でいわゆるイベントで

	<p>・この事業は3者からの提案ですが、全国木材組合連合会に決めた理由を教えてください。</p>	<p>の出店をする際の会場使用料等が計上されています。</p> <p>・東京リーガルマインドはインターネットを使用した会議等の方法論が主であり、自然産業研究所は違法伐採の経緯や違法伐採に対する課題の話ばかりでした。全国木材組合連合会はこの事業における具体的な法律等の知見を有していると判断したことから選定しました。</p>
	<p>その他</p> <p>・委員会としての意見はなし。</p>	